

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	蒸気式空気抽出器への蒸気供給配管ドレトラップの点検において、ボルト・ナットに損傷（カジリ）が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
2	4号機	補助海水系ポンプ及び循環水系ポンプ駆動用電動機の冷却水入口弁（計2台）に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	4号機	主復水器細管洗浄装置制御盤横のガードレールの一部に著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
4	4号機	循環水系逆洗弁ピット内の保守用足場（グレーチング）の一部に著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	4号機	循環水系逆洗弁ピット内ストームドレンサンプ（A）出口配管の一部に著しい腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	循環水系逆洗弁ピット内ストームドレンサンプ（B）出口配管の一部に著しい腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
7	6号機	一般公開用「工事計画認可申請書（以下、工認）」の再確認において、当該工認添付書類の内、「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用補助海水ポンプの耐震計算書」の紛失が認められたため、対応検討	GⅡ	
8	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（A）用計装品の点検において、同装置の冷媒配管接続部より冷媒ガスの微少リークが認められたため、当該配管を交換	GⅢ	
9	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）1次セラミックフィルタのグローブボックス（C）内上部照明灯の電球切れによる不点灯が認められたため、当該電球を交換	対象外	
10	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却設備焼却灰吊込み用ドラム缶つかみ具のバネ溶接部が外れていたため、当該部を溶接補修	GⅢ	